

令和7年度答申第3号
令和7年8月8日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

保有個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について
(答申)

令和6年6月18日付け松福指第140号の2をもって諮問のあった保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和6年4月16日付け保有個人情報開示請求書により、「私が本年2月13日付けで松戸市長に対して公文書開示請求をした件で、第三者に意見を求めたことに係るもの一切。たとえば、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第14条各項の規定に基づいて行われた手続きに係るもの、口頭での意見聴取に係るもの、上記手続き等を行うか否かやどう行うか、同手続きを行った上でのこと等を検討・相談・協議等したことに係るものなど。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和6年4月30日付け保有個人情報一部開示決定通知書により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年5月20日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和6年7月16日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

対象個人情報 が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。本件で開示請求の対象として特定された文書の取得・作成された経緯としても、当該文書の記載内容からしても、開示請求者の開示請求に係り開示・不開示の意見照会をしてそれに対して回答を受けた過程で取得・作成されたものであり、開示請求者の氏名、請求年月日、開示請求者の開示請求によって特定された文書（そのうち、意見照会の対象となった文書）の件名等が記載されていることから、審査請求人の個人に関する情報であることは明らかであり、当該個人は審査請求人であると認められる。

そうすると、意見照会に対する回答も含めて、審査請求人の個人情報（法第60条第1項）に該当するというべきである。また、その経緯からすると、処分庁が開示請求者の個人情報該当性及び請求対象を極めて狭く解釈していることは明らかであるから、本件で特定された以外にも開示請求者の個人情報を保有していることが容易に考えられるからそれを特定すべきである。また、公文書該当性を否定した分については取得・作成の経緯からして、個人の利用の範囲内にとどまるとは到底いえず、明らかに公文書というべきである。社会福祉法人〇〇〇〇が地域包括支援センターの受託者であること、同法人の審査請求人に対する一連の対応からしても、隠蔽する目的があると言わざるを得ず、松戸市の委託を受けた受託者としての説明責任があることに鑑みても、法第78条第1項第3号イにも同号ロにともに該当しないかたとえ該当したとしても、相談者である審査請求人又はその家族の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報にあたるとして同号ただし書に該当することは明らかである。

したがって、本件で不開示とされた箇所は、法第78条第1項第3号イにも同号ロにともに該当せず、たとえ該当したとしても同号ただし書きに該当するし、公文書として作成されていないとされた分については法第82条第2項に該当しない。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 文書の特定について

(ア) 審査請求人が主張する「対象個人情報that本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。」「また、その経緯からすると、処分庁が開示請求者の個人情報該当性及び請求対象を極めて狭く解釈していることは明らかであるから、本件で特定された以外にも開示請求者の個人情報を保有していることが容易に考えられるからそれを特定すべきである。」について

処分庁は、保有個人情報開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」の欄には、「開示請求者が令和6年2月13日付けで松戸市長に対して公文書開示請求を行った件で、第三者に対して意見を求めたことに係るもの一切。」と記載されていることから、令和6年2月

13日以後に発生した文書のうち、当該第三者である〇〇〇〇に意見照会を行った一連の文書を特定したものである。

第三者である〇〇〇〇への意見照会に係る事務の流れ、これに伴い発生した公文書及び処分庁が行った処分は次のとおりである。

①公文書開示請求の対象文書のうち、意見照会の対象となる文書を特定

令和6年2月19日付け起案文書に添付している平成30年度事前提出資料一覧及び令和3年度事前提出資料一覧（全部開示）

②意見照会の実施伺い

令和6年2月19日付け起案文書及び意見照会文書（全部開示）

③〇〇〇〇への意見照会実施

新たな発生文書なし。

④意見書の受理及び起案

令和6年3月25日付け起案文書及び意見書（一部開示）

(イ) 審査請求人が主張する「公文書該当性を否定した部分については取得・作成の経緯からして、個人の利用の範囲内にとどまるとは到底いえず、明らかに公文書というべきである」について

審査請求人は、保有個人情報開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄に記載した「口頭での意見聴取に係るもの、上記手続等を行うか否かやどう行うか等を検討・相談・協議等したことに係るもの」について、処分庁が「公文書として、これらについての記録は作成していない」との判断を下したことに對し、意見を述べたものとする。

はじめに、処分庁は法人に対して口頭での意見聴取は行っておらずこれにより発生した文書はない。次に、意見照会等を行うに当たって口頭による検討、協議を行い、保有個人情報開示請求に伴い開示した令和6年2月19日付け起案文書に添付している平成30年度事前提出資料一覧及び令和3年度事前提出資料一覧を作成したが、当該検討及び協議の内容についての記録は作成していない。こうしたことから、決定通知書に「公文書として、これらについての記録は作成していないため。」と記載したものである。

(ウ) したがって、決定通知書の「市の機関が特定した内容」欄に記載した文書が、保有個人情報開示請求に伴い処分庁が特定した公文書のすべてであり、当該公文書の特定には問題はない。

イ 意見書の一部開示について

審査請求人は、（意見書は）「開示請求者の開示請求に係り開示・不開

示の意見照会をしてそれに対して回答を受けた過程で取得・作成されたものであり、開示請求者の氏名、請求年月日、開示請求者の開示請求によって特定された文書（そのうち、意見照会の対象となった文書）の件名等が記載されていることから、審査請求人の個人に関する情報であることは明らかであり、当該個人は審査請求人であると認められる。そうすると、意見照会に対する回答も含めて、審査請求人の個人情報（法第60条第1項）に該当するというべきである。また、その経緯からすると、処分庁が開示請求者の個人情報該当性及び請求対象を極めて狭く解釈していることは明らかである」と主張する。

ここで、法で規定する「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（法第2条第1項第1号）と規定されており、氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれるとされている。また、「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう（法第60条第1項）と規定されており、法第76条第1項及び第77条第1項により、何人も、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。とされている。

今回、本件処分により一部開示を行った意見書については、〇〇〇〇から処分庁へ公にしないことを前提に提供された文書であり、処分庁が条例第14条第1項の規定により意見照会を行った文書ごとに、開示の可否、一部開示又は非開示とした場合における法人の意見が記載されている。確かに意見書については、審査請求人からの公文書開示請求を受けて、処分庁が〇〇〇〇に対して意見照会を行い取得したものである。しかし、当該意見書には公文書開示の可否及び一部開示又は非開示とした場合における法人の意見が記載されているものの、当該意見書に記載されている情報により氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは記載されていない。

また、審査請求人は、意見書は審査請求人が行った公文書開示請求により特定された文書に係る意見照会により取得したものであることをもって、審査請求人の個人情報であると主張しているが、法は個人情報に

については、情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとしており、文書取得の因果関係については判断の対象としていない。

よって、意見書には審査請求人の個人情報に記載されていないことから、法第60条第1項に規定する保有個人情報には該当しない。

ウ 法第78条第1項第3号ただし書き、同号イ及び同号ロの該当性について

法第78条第1項第3号ただし書は、法人その他の団体に関する情報又は開示請求権者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、(イ) 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものや、(ロ) 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で、あると認められるものであっても、当該情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、当該情報を公開することにより得られる人の生命、健康、生活又は財産の保護という利益が優越する場合には、当該情報を開示すべきことを定めたものである。

審査請求人は、一部開示とした意見書について、「〇〇〇〇は松戸市の委託を受けた受託者としての説明責任があることに鑑みても、法第78条1項3号イにも同号ロにともに該当しないかたとえ該当したとしても、相談者である審査請求人又はその家族の生命、健康生活、又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に当たるとして同号ただし書きに該当する」と主張する。

処分庁は、本件処分において、意見書については、保有個人情報には該当しないと判断するが、一部開示決定においては、仮に意見書が保有個人情報に該当すると想定した場合であっても、法第78条第1項第3号イ及び同号ロに該当し、非開示となる旨を記載したものである。意見書については、当該法人の事業戦略の観点から開示の可否について意見を述べたものであるため、公にすることにより当該法人の事業運営が損なわれることになりかねないことから、法第78条第1項第3号イに該当する。

また、当該意見書は、公文書開示請求に伴い、条例第14条の規定により意見照会を行った文書について〇〇〇〇から任意提出されたものであることから、意見書を公表することにより、法人との信頼関係を損ない、今後の本市の業務運営の弊害となることは明らかであるから、法第

78条第1項第3号口にも該当する。

さらに、意見書は、意見照会を行った文書について、事業戦略の観点から開示の可否について意見を述べたものであることからしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報は含まれていない。これらの情報を非公開とすることにより、本件法人の事業戦略を保護する必要性等はあるといえるが、人の生命、健康、生活又は財産を害する相当の蓋然性があるとはいえない。よって、これらの情報を非公開とすることにより得られる利益よりも、公開することにより得られる人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護という公益が優越するとはいえないため、法第78条第1項第3号ただし書の規定は適用されない。

なお、審査請求人は、「〇〇〇〇が地域包括支援センターの受託者であること、同法人の審査請求人に対する一連の対応からしても、隠蔽する目的があると言わざるを得ず、松戸市の委託を受けた受託者としての説明責任がすることに鑑みても・・・開示することが必要であると認められる情報にあたる」と主張するが、保有個人情報と判断するうえで、法はこれらの因果関係について規定はしていない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

- (1) 処分庁は、公文書の開示に係る第三者照会の意見書については個人情報ではないとしているが、審査請求人は、意見書も保有個人情報に該当し開示すべき旨主張している。

法は第76条第1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定し、保有個人情報とは、「行政機関等の職員・・・(中略)・・・が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、・・・(中略)・・・地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関・・・(中略)・・・が保有しているもの・・・(中略)・・・をいう。）・・・(中略)・・・に記録されているものに限る。」(法第60条第1項)とされている。そして、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。（法第2条第1項第1号）

保有個人情報の開示請求権（法第76条）については、行政機関等が保有する自己を本人とする個人情報について、本人がその正確性や利用の適正性を確認するための手段として設けられているものである。そして、かかる制度趣旨からすると保有個人情報の開示請求は、自分自身の個人情報の開示を求めることを前提としたものである。

- (2) 当審議会においてインカメラ審理を実施したところ、「公文書の開示に係る意見書について」とする起案文書に、第三者である法人からの意見書も綴じられているが、意見書には、審査請求人の個人情報は含まれておらず、審査請求人の利害関係にも影響するものではない。

審査請求人は、本件の意見書は審査請求人が行った公文書開示請求に係る第三者意見照会の回答文書であり、審査請求人とのかわりかは明らかである旨主張している。しかしながら、本件意見書は、法人が一般監査において任意に提供した書類に関する開示請求に対する意見を述べたにすぎず、審査請求人による開示請求であることを前提に意見したものではない。とすると、文書作成の契機としては審査請求人とのかわりかは認められるものの、内容的には審査請求人に関するものではなく、個人関連情報にとどまるものである。

したがって、本件意見書は個人情報に該当しないものと解する。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 6月18日	諮問書の受理
令和 7年 3月 7日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月 1日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 5月 8日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 6月10日	第4回審議会（審議）
令和 7年 7月11日	第5回審議会（審議）
令和 7年 8月 8日	第6回審議会（審議）